

## 第4節 遺構保存に関する計画

### 第1項 管理と復旧

整備事業は、保存と活用のバランスを図った計画とするが、その根底として遺構の保存を原則とする。日常管理により遺構の保存環境を良好に保ち、き損やその危険性がある場合は、適切な復旧を施し遺構を保存する。

本計画の対象範囲は、30haに及ぶことから全域を高い水準で管理していくことは難しい。そこで、遺構の分布密度や遺存状況に応じた管理計画を策定する。状況確認を目的とした巡回は、七尾市教育委員会事務局スポーツ・文化課が実施するものとし、チェック項目を明確にして、複数の担当者が同様の判断を下せるようにする。また、巡回結果を追記していくことで、遺存状況の変化に対して、担当者間での共通認識を図る。頻度についても地区によって濃淡をつけ、集中豪雨にて被害が予測される箇所については、防災対策を講じるとともに、雨が止んだ後の状況確認を欠かさずに行う。

遺構に影響を及ぼす支障木の伐採や倒木処理は、被害の未然や拡大防止のためにも、土地所有者だけでなく支援団体の理解と協力のもと迅速に対応する。

### 第2項 復旧の区分

文化庁文化財部記念物課が監修し出版された『史跡等整備のてびき』(平成17年)によると「遺構の復旧」とは、き損または衰亡する前の状態に戻す措置とし、「遺構保存」と「修復」に区分される。本節では「遺構保存」について取り上げ、「修復」については次節にて言及する。

表5-9 復旧の措置区分

大区分	細区分	内 容
遺構保存	保存処理	<p>遺構を構成している材料の劣化および風化、破損に対して、進行速度の抑制や進行を防止するための処理を施すこと。</p>   <p>(史跡高松城跡)</p>
	保存環境の改善	<p>き損または衰亡の原因を除去・制御するため覆土保存や排水処理、伐採や除根等により保存の条件を整えること。</p>   <p>(史跡松坂城跡)</p>

修復	保存修理	劣化および風化、破損している遺構をもとの材料および工法を用いて、劣化や破損する前の状況に復すること。  		
	復元修理	欠失または改変によって価値が低下した遺構の一部を高い精度にて旧規の状態に復すること。  		

遺構の復旧は、破損の程度や来訪者への危険性等を考慮して整備の優先順位を設け、計画的に整備を進めていく。風水害の被害を受け速やかな対応が必要な場合は、保護ネットや遮水シート、土のう等による応急処置を施すとともに優先順位を見直す。

### 第3項 地上遺構の保存

定期的に巡回することで遺跡の遺存状況を把握し、自然災害や鳥獣被害に対する予防策や発生後の迅速かつ適切な対応をとる。ただし、計画対象範囲だけでも約30haあり、地上遺構が広範囲に分布していることから、一定水準の管理と保存措置を全域で続けていくことは難しい。そのため直面している問題に対して重点箇所を設定し、必要な対策を優先的に講じていくこととする。

#### ①造成地形(曲輪・切岸・堀)

造成地形は、雨水排水処理と斜面に生育する樹木や地被植物について、適切な整備と管理により保存を図る。地盤は、水を含むと強度が低下することから、可能な限り浸透させない。浸透した水は、速やかに外へ排水することが望ましい。樹木は、曲輪間の見透しや眺望を遮るだけでなく、根の伸張により遺構への影響が心配されるが、その一方で斜面地の安定に欠かせない。地被植物は表土の洗掘を低減させる役割を有する。これら3つを上手く組み合わせて、造成地形を保存していく。

#### <雨水排水処理の考え方>

城郭における雨水排水処理は、排水施設を可能な限り設けず、地形に沿って下流へ排水していくことを基本とする。雨水の集中により斜面崩壊が懸念される曲輪や堀に対しては、地形と地質を考慮した上で承水路(上流からの流入を防ぐため地区外縁にもうける水路)を設け雨水の流入を防ぐ、もしくは暗渠管や面状配水材にて地表面近くの浸透水を集水し、速やかに下流(沢)への排水を検討する。雨水排水施設の設置には掘削行為が避けられないことから、事前に試掘などを行い遺構に影響のない経路、設置深度を選択するとともに、放流先への負担を考慮した規模とする。

### <段階的な伐採と斜面地の安定化>

斜面地において面的に伐採を行う場合は、間伐にとどめ林床へ日が差し込むようにして、地被植物の生育環境を整える。地被植物がある程度成長した段階で、残りの樹木を伐採していく段階的なものとし、遺構保存措置が地形の改変を招かないよう留意する。また、見透しや眺望を効かせる場合は、枝打ちや梢落としにより改善を図り、面的な伐採は極力避けることとする。伐採後の樹根は残置してある程度腐朽させてから除去する。

### ②土壌

将来的には発掘調査成果を基にした復元修理を目指す。当面は直上および近接して生育している樹木の伐採と表土の流出防止を優先する。地形造成と同様に樹木の伐採は段階的に行い、地被植物の生育具合をみながら伐採を続けていく。



図 5-13 遺構に近接する樹木の伐採(左：伐採前／右：伐採後)

### ③石垣・石墨

樹根の伸張による影響を避けるため、石垣や石墨に近接して生育している樹木は伐採していくことを基本とする。樹根は残置してある程度腐朽させてから除去する。き損箇所の修復を計画している場合は、修復時に樹根を可能な限り除去する。

割れや表面に風化がみられる石材は、損傷により石垣が構造上不安定となっている、もしくはそのおそれがあるか確認する。石垣を解体せず石材の接着や強化処理を行っても、その効果はあまり見込めず、劣化速度を抑制するにとどまる。間詰め補強やネット設置等と合わせて石垣の現状保存を基本とし、石材への保存処理は試験体により有効性を確認した上で実施する。

### ④石列

上部構造が消失したことで石材が動きやすい状態にある。上部を復元修理することで保存を図ることができるが、それには調査・検討の時間をするため、当面の保存措置として覆土などにより現状保存を図る。将来的には発掘調査による遺存状況や性格等の解明と、調査成果に基づく保存や顕在化の方法を検討する。

使用する土砂は、遺跡地に自生する植物以外の種子が混入していないものとし、現在の植生に影響が及ばないようにする。

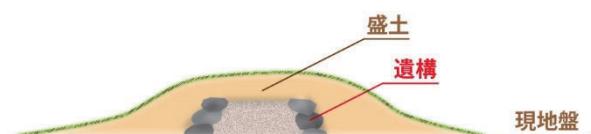


図 5-14 覆土による保存措置のイメージ

## ⑤大手道(旧道)

洗掘範囲を土砂や砂利で補うだけでなく、横断溝を適所に設け沢に流下することで雨水を分散させ、地形の改変を抑制する。

横断溝の設置は、放流先への影響を十分検討した上で決定する。また、構造を検討するためにも、事前に試掘などを行い遺構の所在や遺存状況を確認する。遺構保護層が薄い場合や掘削が全くできない場合は、盛土内への設置を検討する。

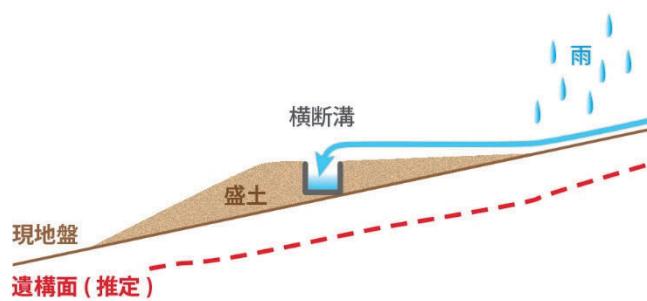
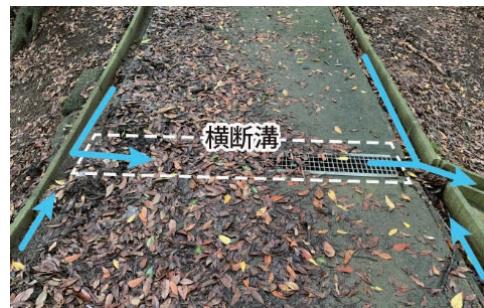


図 5-15 横断溝の整備イメージ

図 5-16 横断溝の整備事例  
(史跡金ヶ崎城跡)

## ⑥イノシシ対策

イノシシ対策として侵入防止柵の設置が有効であるが、計画対象範囲全域を柵で囲み維持していくことは管理者にとって大きな負担となる。被害状況から優先的な対策が必要な範囲を調査するとともに、猟友会と連携を図り捕獲檻の設置やハンターによる駆除と並行して対策を講じていく。

## 第4項 地下遺構の保存

史跡七尾城跡が有する本質的価値を保存・継承していくためにも、調度丸からスタートした遺跡の学術的価値を明らかにしていく発掘調査などの取り組みを今後も継続していく。保存の対象となる遺構などを明確にし、その上で遺存状況から適切な管理や復旧を講じることが保存・継承の第一歩となる。地下遺構に対する保存措置は、今後の発掘調査成果を踏まえ具体的な方法を検討することとし、現状では地形の保全に必要な措置を講じることとする。

## 第5節 遺構修復に関する計画

これまでに確認された地上遺構を対象とした修復の考え方をまとめる。今後の発掘調査にて確認された地下遺構については、遺存状況に応じて取り扱いを検討する。

## 第1項 造成地形(曲輪・切岸・堀・土塁)

地形を造成(切土・盛土)することで構築された遺構は、水の流れを強制的に変えることから、排水処理を考慮した上で城郭を築いたものと考えられる。しかし、近年の集中豪雨による水害が多発している状況を踏まえると、新規の排水施設設置や表面排水による保存環境の改善が必須といえる。

既に崩壊した部分については、残存する遺構の保存を図った上で、再び崩壊が起きないよう現代工法を視野に入れた修復を検討する。令和元年度に実施した調度丸の復旧工事では、崩壊原因であった雨水の排水処理と合わせて現代工法を採用している。

平坦部や斜面(自然地形)、法面(造成地形)は、土砂の流出や堆積による地形の改変が生じやすく、廃城後の経年変化を遂げ今に至っている。そのため、地形を修復する際は周辺地形とのすり合わせを考慮する必要があり、発掘調査成果を基に復元することは難しい。地形の改変形態から整備の考え方を整理する。

### ①土砂が崩壊(流出)した範囲(斜面・法面)

→流出前の範囲(断面)に修復する。ただし、流出前が急勾配で安定した構造にて修復が難しい場合は、勾配を緩くして安定した構造(断面)にて修復することも視野に入る。地盤調査(ボーリングもしくは簡易貫入試験等)により崩落原因を明らかにし、雨水排水処理や表土の土砂流出防止等の対応策を講じた構造とする。

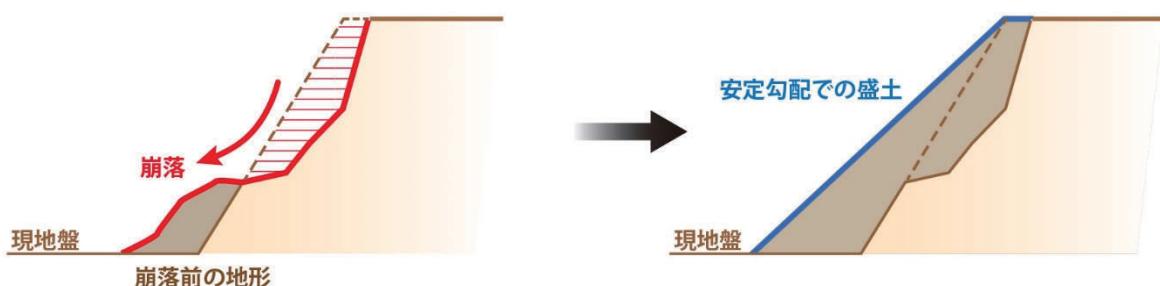


図 5-17 盛土による地形修復イメージ

### ②土砂(流土)が堆積した範囲

→周辺地形との摺り合わせや樹木の取り合いから、当面は現地形の維持を基本とする。現地形から遺構が潜在化していると判断されるものについては、将来的な顕在化に向けて発掘調査を行い流土の堆積状況を把握しておく。諸条件が整った段階で流土を除去し顕在化を図る。

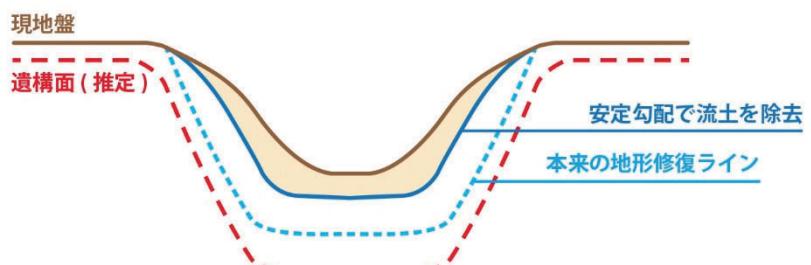


図 5-18 切土による地形修復イメージ

## 第2項 石垣

平成22～26(2010～2014)年度までの5か年間にわたって実施した石垣調査では、石垣の分布状況や規模、保存状態等を把握するとともに、復旧が必要な石垣とその優先順位を検討する上での基礎資料としての利用が期待される。その一方で、近年多発する集中豪雨により石垣の破損が進行していることが予測される。石垣調査時に九尺石を危険性は高くないと判断していたが、現状は非常に危険な状態にある。よって、再度悉皆調査を行い来訪者への安全性・安定性を判断し、来訪者の安全確保を考慮した保存整備計画を策定した上で順次修復を進めていく。

石垣の状態・形態から以下の6つに区分した上で修復の考え方を示す。

**①廃城までに築かれ現在も健全な石垣**

→適切な管理により良好な保存環境を保ち、保存・継承していく。

**②廃城時に壊された石垣**

→修復は行わず適切な管理により良好な保存環境を保ち、保存・継承していく。

**③廃城後に改変されたが健全な石垣**

→保存と活用の観点から取り扱い(現状維持または修復)を検討し、修復を行う場合は事前に発掘調査を行い、その成果に基づいたものとする。現状を維持する場合は、来訪者の誤解を招かないよう、改変されたことを現地にて説明する。

**④崩壊後の積み直しが改変である石垣**

→適切な管理に努め現状維持を基本とする。今後、自然災害により崩壊もしくは、そのおそれがある場合は、発掘等各種調査成果に基づき復元修理を目指す。それまでは来訪者の誤解を招かないよう、本来の姿でないことを現地にて説明する。

**⑤一部もしくは全体が変形・崩壊した石垣**

→変形が生じている石垣については、動態調査を行い変形が進行しているか確認する。変形の進行が認められず、崩壊の危険性が低い場合は適切な管理により現状維持に努める。進行が認められる場合は、間詰石の補足や石垣前面に対してネットを張ることで石垣の安定化を図る。

→崩壊が生じた石垣は、発掘等各種調査成果に基づいた保存修理を検討する。計画対象範囲内で崩壊した石垣は、斜面崩壊により生じたものが大半であることから、地形の修復と一体的に整備する。石垣解体調査にて崩壊した原因を解明し、修復する際はその原因を除去した構造とする。修復までに時間を要する場合は、間詰石の補足や石垣前面に対してネットを張ることや土のう補強するなど暫定的な措置を講じて石垣の安定化を図る。

**⑥廃城後に地形の保全や活用上の観点から新しく築かれた石垣**

→保存と活用の観点から取り扱い(現状維持または撤去)を検討する。現状を維持する場合は、来訪者の誤解を招かないよう、新たに構築されたことを現地にて説明する。

### 第3項 大手道(旧道)

大手道については、城下と城郭の二つにわけて整備の考え方を整理する。

城下については、これまでの発掘調査結果から、覆土保存されていると判断される。活用整備事業においても能越自動車道の高架下を含めて露出させる計画はなく、今後とも現状保存を基本とする。

城郭については発掘調査を行っていないことから、遺構の所在確認と遺存状況の把握から始める必要がある。発掘調査結果から見学路の見直しが必要となる可能性もあり、復元整備を含めて将来的な課題としておく。現状、見学ルートとして多くの来訪者が利用していることから、安全に利用してもらうため、路面や階段等の既存施設の更新や修理が必要となる。予め遺構への影響を確認するため確認調査を行い、遺構の保存を前提とした整備を行う。確認調査にて得られた成果を蓄積し、活用整備に反映していく。

## 第6節 動線計画

### 第1項 全体計画

#### ①史跡七尾城跡へのアクセス

城下から大手道を利用して城郭中心部へ至る見学ルートの利用促進を図る。そのためにもJR七尾駅から七尾城史資料館や七尾城登山口駐車場までの移動手段として、市内循環バス「まりん号」が運行していることを広く周知する。行楽シーズン(4・11月)は、運行本数の増便による輸送力の強化も検討する。自家用車や大型観光バスでの来訪に対して、七尾城登山口駐車場が令和3年4月に共用開始することを広く周知する。

高齢者や障碍者、滞在時間が短い来訪者に対し、車で直接城郭中心部までアクセスする手段として、本丸駐車場を今後とも維持していく。容量不足に対しては、本丸駐車場の改修による駐車台数の増設、市道南大呑1号線や県道177号城山線沿いでの駐車スペース確保等による解消を目指す。

イベント開催時は、JR七尾駅から七尾城登山口駐車場を経由して、本丸駐車場さらには追加指定された物見台の先にある展望台を結ぶシャトルバスの運行を検討する。本丸駐車場は一般車両の駐車を制限し、七尾城登山口駐車場をパーク＆ライド駐車場とすることで本丸駐車場の容量不足を解消する。

#### ②計画対象地の動線計画

城下から大手道を利用して本丸へ至るルートは、遺構の保存を前提としながら、来訪者の利便性確保のための動線整備を計画的に行っていく。また、発掘等各種調査により史跡の追加指定を目指し、調査成果を活かした遺構の表示等整備により顕在化を図る。

城郭中心部の見学路は、土地所有者の理解と協力を得て当面維持していくこととし、階段や手摺り等の施設をバリアフリー化も検討しながら更新して来訪者の安全確保を図る。かつての城内道が確認された場合は、解説板による説明や表示等整備を検討する。



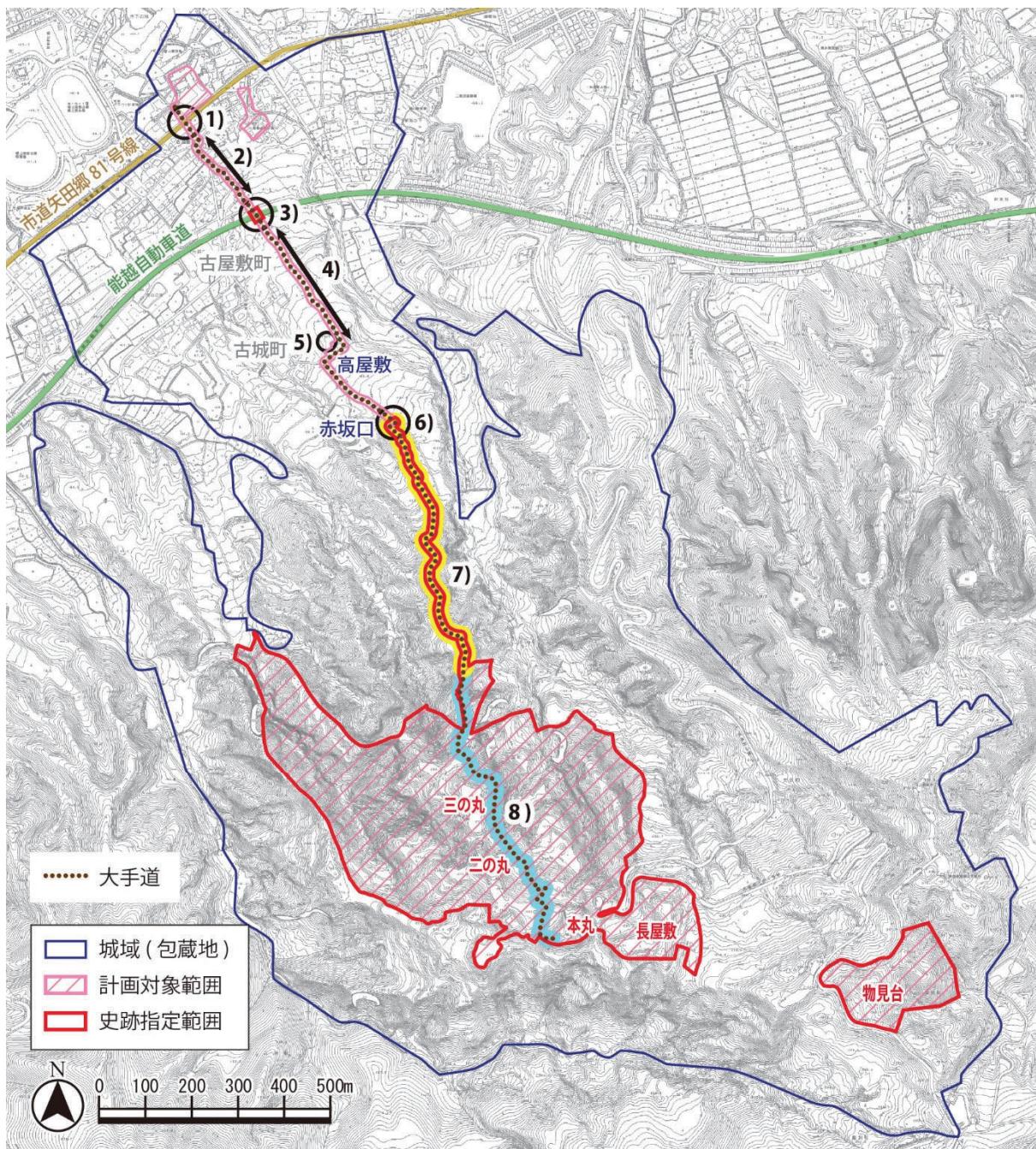
## 第2項 大手道(旧道)

大手道は、計画的な発掘等各種調査を行い所在と構造の把握に努め、未指定部分は追加指定を目指す。動線としての整備は追加指定後に実施していくが、全区間の指定には時間要することから、部分的には暫定的な整備も検討する。以下に場所ごとの整備内容をまとめる。

- 1) 七尾城登山口駐車場を利用する来訪者が市道矢田郷81号線(農免道路)を安全に横断できるよう、大手道との交差点に横断歩道を設けることを検討する。城下から本丸へ至る見学ルートの起点であることを示すものとして、城山交差点にある標識(石柱)の移設を検討する。
- 2) 能越自動車道の高架下までは生活道路として利用されていることから、当面は現状を維持する。来訪者を誘導するための看板を道路沿いに適宜設置する。
- 3) 能越自動車道の高架下は道路遺構の露出展示もしくは復元整備を検討する。動線としての整備内容は、遺構の整備手法を決定した上で検討する。
- 4) 能越自動車道の高架下から高屋敷までは、遺構の保存を前提とした上で発掘調査成果に基づく遺構の表現により大手道の顕在化を図る。史跡の追加指定までに時間要する場合は、来訪者の利便性向上を目的とした暫定整備も検討する。
- 5) 高屋敷北側の市有地(図5-11)は、休憩、案内施設として活用する。敷地内には管理用車両の駐車スペースや管理に必要な道具を収納する倉庫を整備する。
- 6) 高屋敷から城郭登山道入り口の赤坂口までの整備された道路に沿って、来訪者を誘導するための看板を設置する。
- 7) 赤坂口から城郭中心部までは、遺構の保存を前提とした上で土砂流出箇所の復旧や老朽化した階段の更新を行い、来訪者の安全を確保する。城郭中心部まで距離があることから、休憩所として眺望がきく場所にベンチを設置する。
- 8) 階段や手摺りは、バリアフリー化も視野に入れながら適切な時期に更新し、土砂流出による石段のズレや緩みが生じた箇所の復旧も行い、来訪者の安全を確保する。



図 5-20 文部省史跡指定  
七尾城址登口の石柱



※図中のNo.は第5章第1項の整備内容と対応  
(ベース: 史跡七尾城跡平面図)

図5-21 動線整備箇所図

### 第3項 城郭中心部の見学路

城郭中心部の公開を目的として昭和40年代から整備されたものであるが、かつての城内道の実態を確認していないことから当面は維持していく。かつての城内道が確認された場合は、解説板による説明や表示等整備を検討し、復元整備は将来の課題とする。

長屋敷内の公開・活用に向けて、遺構に影響のない範囲にて路面や階段、手摺りを整備する。施設を更新する際の使用材料については、景観に配慮した上で耐久性が高く施工性の優れた素材への転換を検討する。発掘等各種調査成果を基に大手道を復元することで階段の蹴上げが高くなる場合は、来訪者の安全を確保するため補助階段や手摺り等の設置を検討する。

なお、本計画の対象地区外（史跡指定地外）であるが、物見台の西側に隣接する駐車場と便所、北東部に所在する展望台とその駐車場や便所についても本地区と一体的な整備を検討する。

#### 第4項 物見台への見学路

地区内の見学路は、利用者が少なく潜在化していることから、遺構に影響のない範囲にて階段および手摺りを整備する。物見台中央の平坦部は、樹木を伐採して広場を再整備し、老朽化したベンチを更新する。

#### 第5項 見学コースの設定

大手道および城郭中心部分の見学路整備により、計画対象範囲を一体的に見学できるようになることから、来訪者に対して豊かな自然の中で七尾城跡を学び、壮大な城郭であることを体感してもらうための見学コースを設定する。見学コースは、ホームページやパンフレット、各種サイン、現地ガイド等を通じて、七尾城跡が有する魅力とともに紹介する。

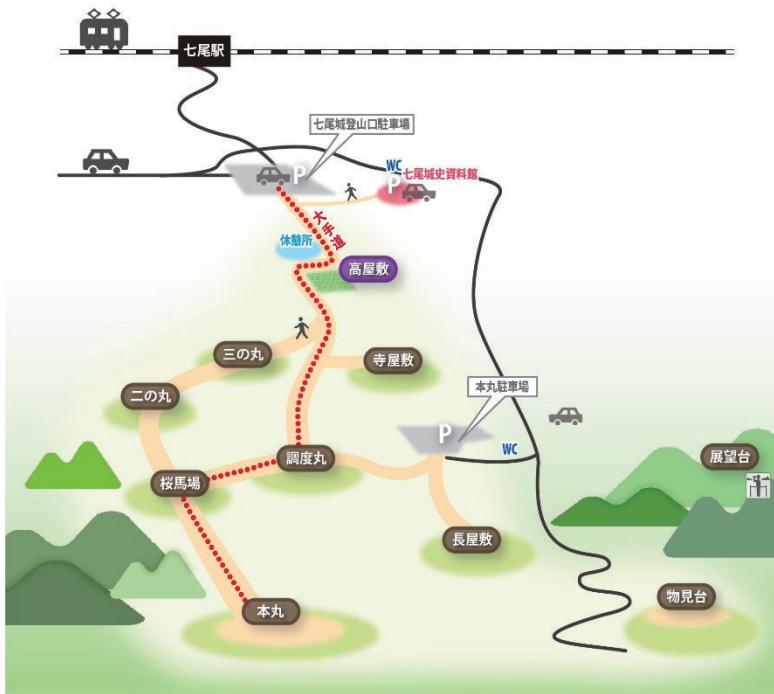


図5-22 全体動線イメージ図

##### <大手道からの城郭中心部見学コース>

**距 離：約6 km （水平距離）**  
**所要時間：3 時間 （山道は時速 1.5km で計算）**  
**高 低 差：270m**

##### 物見台を追加した場合

**距 離：約9 km**  
**所要時間：5 時間**  
**高 低 差：332m**

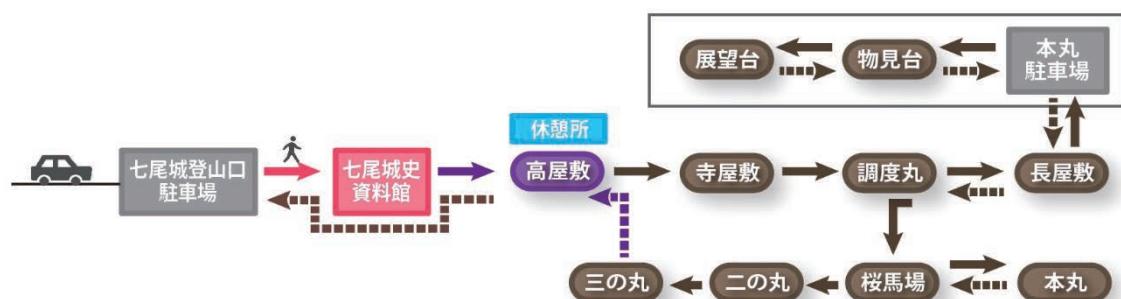


図5-23 見学モデルコース1

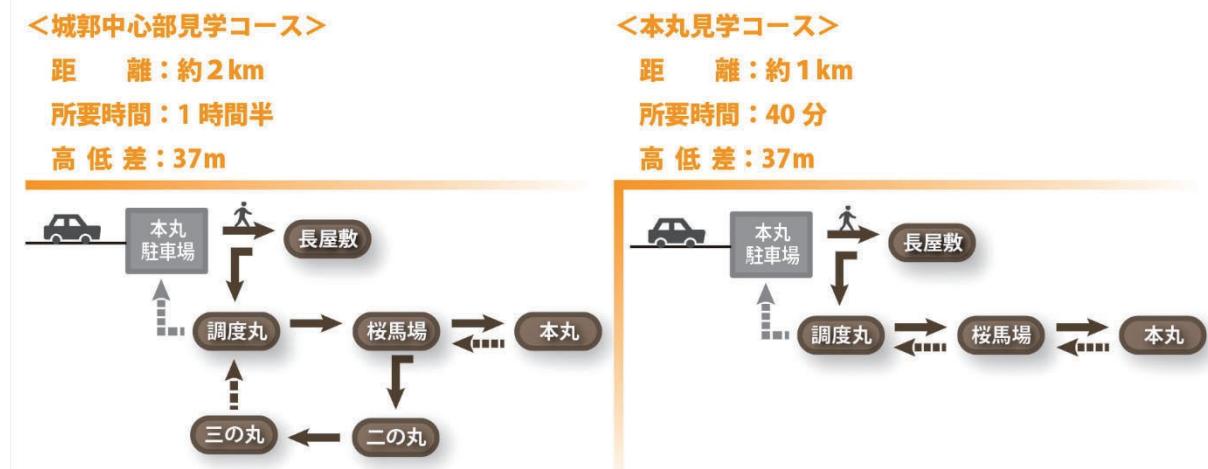


図5-24 見学モデルコース 2・3

## 第7節 地形保全に関する計画

土砂流出や堆積による改変が蓄積して今に至るが、既存樹木や見学路等の諸施設との取り合いを考え、大規模な地形復元は行わない現状維持を基本とする。

城郭中心部だけでも、集中豪雨による土砂災害が多発していることから、遺構を保存するとともに来訪者の安全を確保するため、平坦部の表面排水処理や雨水排水施設を整備することで斜面の崩壊を防止する。なお、施設整備にともなう小規模な造成は、遺構の保存を大前提としたものとする。

曲輪間の見透しや遠方への眺望確保等の景観整備を目的として樹木の伐採や剪定を行う場合は、斜面が不安定にならない範囲とする。

## 第8節 防災対策に関する計画

### 第1項 遺構(地形)の保存

遺構保存や修復、地形に関する計画において、地形を保全していくため雨水の集中を防ぐとともに、必要最小限の雨水排水施設にて速やかに下流へ排水することを基本としている。

史跡七尾城跡の根幹を成す地形を保存・継承していくためにも、災害が生じてから対応するのではなく、未然に防ぐもしくは減災のための対策を講じていく必要がある。地盤調査による城郭中心部の地質を把握するとともに、地形と雨水排水施設集水範囲図を作成する。有識者の指導のもと過去の災害発生状況から対策が必要な場所を特定し、整備の優先順位を設け計画的に対策を講じていく。

遺構保存に関する計画にて言及したように、状況確認を目的とした巡回を定期的に実施するとともに、台風や集中豪雨の発生後は、雨が止んだ後の状況確認を欠かさずに行う。

## 第2項 来訪者の安全確保

活用整備事業では、多くの来訪者を迎えるにあたって、遺構の保存と同等に来訪者の安全には万全を期す必要がある。土砂災害への対策は前項にて言及していることから、ここでは地震により生じる災害や野生動物への対策をまとめる。

### ①落石防止措置

本丸および二の丸等の城郭中心部には、変形や崩壊が生じた石垣が数多くある。地震により石垣が崩壊し、人的被害が生じないように遺存状況に応じて必要な対策を講じる。

＜見学路の直上に位置する石垣に変形や崩壊が生じて不安定な状態にある場合＞

→間詰め補強を施した上でネットにて石垣を覆い安定性を向上させる。(図5-25左)

→石垣足もとに大口径の樹木が生育している場合は、樹間に落石防止ネットを設け落石を受け止める。(図5-25右)

＜見学路の直上斜面に崩落した石材が点在している場合＞

→石材が点在する法面に対して落石防止ネットを設置して落石を抑制する。

また、崩落の危険性が高い石垣には直接的な整備を行わず、注意喚起サインや立ち入り禁止柵を設置して来訪者に注意を促す。



図 5-25 対策工の整備事例(史跡唐沢山城跡)

### ②野生動物への対策

イノシシ対策については、遺構保存に関する計画にて言及したように、柵の設置や猟友会の協力のものと対応していくものとする。また、スズメバチによる被害を防止するため、定期的な巡回や巣の除去だけでなく注意喚起サインを設置して、来訪者に注意を呼びかける。

## 第9節 遺構の表現に関する計画

遺構の表現手法は、遺構展示(遺構露出展示・複製展示)と遺構表示、復元展示の3つがある。これまでの発掘調査により確認された地下遺構に対してだけでなく、表示整備や復元展示による遺構の顕在化に向けて整備の条件を整えるためにも、発掘調査を計画的に進めていくこととする。大手道以外の遺構の具体的な整備手法については、調査成果を待って詳細を検討していくものとする。

### 第1項 遺構展示

遺構露出展示は、出土した遺構の状態を実体的に現すもので、発見時の迫力と遺構の遺存状態を伝えることができる。しかし、露出展示する地下遺構は良好な状態であるとともに、整備後もその状態が維持できるものに限定しなければならない。集中豪雨が頻繁に生じている状況下において、遺構を確実に保存するには課題が多く、露出展示による整備手法が効果的である遺構に限定する。

一方、複製展示は遺構を覆土保存し、その頂上にて現在の材料(工法)により、遺構を複製するものである。露出展示は遺構の保存上難しいが、遺存状況を表現することが効果的と判断される場合に検討する。

### 第2項 遺構表示

遺構表示は、地下遺構の規模・配置・形態等に関する情報を遺構直上の盛土面において、平面的もしくは立体的に表示する手法である。露出展示と異なり遺構の保存を図った上で整備となり、盛土面での整備となることから、周辺地形や諸施設、樹木との取り合いが容易である。

大手道の能越自動車道から高屋敷までの区間は、その前後で確認された道路遺構からおおよその位置を特定している。令和元年に行われた発掘調査では、大手道に関する明確な知見は得られなかったが、今後も発掘等各種調査を継続して、大手道の所在や構造を明らかにして史跡の追加指定を目指す。追加指定以後は、大手道の顕在化を図るため、平面表示整備を検討する。

今後予定している本丸や桜馬場の虎口が想定される発掘調査において、虎口や建物等の城郭構造を示す遺構を検出した場合、遺構の保存を図った上での整備を検討する。

### 第3項 復元展示

復元展示は、発掘等各種調査成果を基に消失した構造物もしくは建造物を、遺構面直上の盛土面にて往時の材料や工法を考慮して新たに復元する手法である。

能越自動車の高架下にて検出した大手道の遺構は、良好に遺存していることから露出展示による表現が望まれるもの、遺構を確実に保存するには課題が多い。そのため、覆土保存した上で直上にて復元展示を行う。遺構の遺存状況は解説板やA R(図5-32)により説明する。



図 5-26 復元展示の整備イメージ

城郭中心部において発掘調査を計画している本丸および桜馬場等の虎口が想定される箇所において、本史跡における活用整備の象徴となる建造物(櫓門など)の復元展示を目指す。そのためにも令和2年度から始まった遺跡の学術的価値を解明するための発掘調査を継続し、有識者の指導をもとに遺構の復元検討を行う。将来的に復元に足る根拠が得られ、遺構の保存を大前提とした復元展示が可能と判断された場合は、復元展示に向けた実施計画に着手する。



図 5-27 建物復元の整備事例(史跡鳥越城跡)

## 第10節 修景および植生に関する計画

### 第1項 植生管理

遺構の保存や顕在化、景観整備を目的とした樹木の伐採は、事後の環境変化による土砂災害の発生を念頭に、地形と地被植物との相関関係を十分考慮する。そのためにも、多様な目的から伐採や剪定を計画している城郭中心部において植生調査を優先的に実施して、遺構と自然環境の調和・共生を目指した実施計画を策定する。

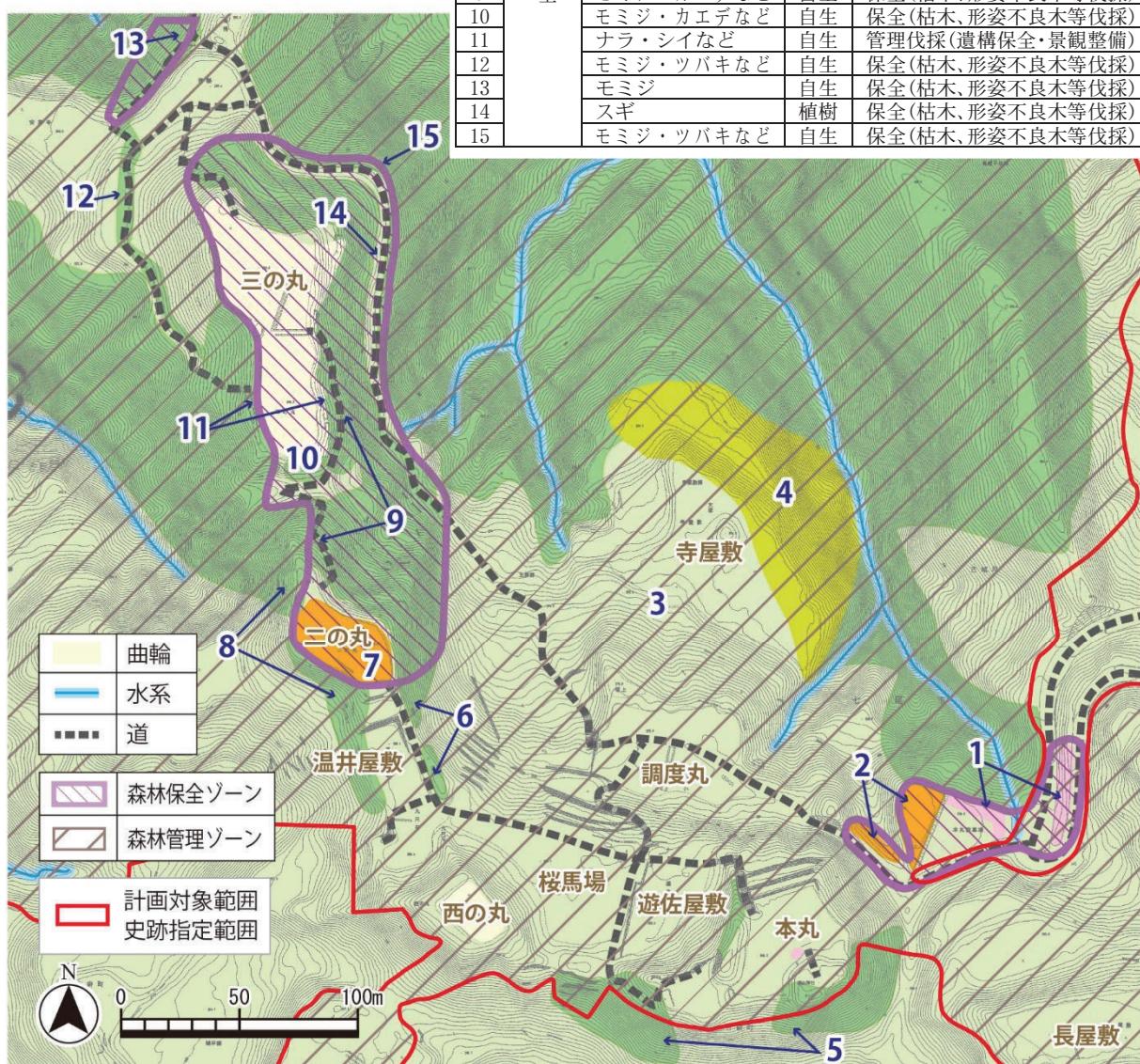
ここでは、優先的な整備が望まれる城郭中心部における植生管理の考え方を示す。植生から「森林管理ゾーン」と「森林保全ゾーン」の2つゾーンに区分する。前者は、スギやヒノキなどの針葉樹の植林から構成され、地形の保全や遺構保存に影響しない範囲にて、遺構の保存や顕在化や景観整備を目的とした伐採を行う。後者は、モミジやツバキなどの広葉樹から構成され、遺構の保存を前提に自生・植樹された樹木が一定量まとまる群落を保全・育成する。

いずれの地区においても短期間で実施するのではなく、地被植物の生長を見極め、段階的に移行していくものとする。

表 5-10 樹木リスト

	植林	スギ・アテ・ヒノキ
	植樹	モミジ
		サクランボ
	自然林	モミジ・ナラ・ツバキなど
	竹林	モウソウチク

No.	区分	樹種（植生）	原因	工法
1	ゾ 森 林 管 理	サクラ(ソメイヨシ)	植樹	保全(剪定など)
2		モミジ	植樹	保全(剪定など)
3		スギ・ヒノキなど	植林	管理伐採(遺構保全・景観整備)
4		タケ(ケウカク)	自生	全伐採(伐採後広葉樹を植樹)
5		ナラなど	自生	管理伐採(遺構保全・景観整備)
6	ゾ 森 林 保 全	ナラ・ケヤキなど	自生	管理伐採(サイガチ巨木有)
7		モミジ(カエデ)	植樹	保全(剪定など)
8		モミジ・カエデなど	自生	管理伐採(遺構保全・景観整備)
9		モミジ・カエデなど	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
10		モミジ・カエデなど	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
11		ナラ・シイなど	自生	管理伐採(遺構保全・景観整備)
12		モミジ・ツバキなど	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
13		モミジ	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
14		スギ	植樹	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
15		モミジ・ツバキなど	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)



\*図中の No. は表 5-10 の樹木リストと対応

図 5-28 本丸周辺域における植生管理計画図 (ベース:測量図※数値地形図)

## 第2項 諸施設の意匠

計画対象範囲には看板や階段、ロープ柵といった様々な諸施設が設置されている。いずれも活用上必要な施設であるが、史跡地内に相応しい風致を維持していくため、意匠や色彩について十分配慮する必要がある。これは整備直後だけでなく、経年劣化にともなう変化についても含まれる。さらに統一されたデザインであることが求められる。設置者や設置時期によって、仕様の統一がされていないのが現状で、活用整備事業を実施していく上で諸施設の素材、構造、色彩等を予め決めておく。

## 第11節 案内・解説施設に関する計画

来訪者に対して効果的に情報提供を行うため、案内と解説をハードとソフトの両面で整備していく。各施設は動線計画に基づき適宜配置していくこととし、近年増加傾向にある外国人観光客への対応として、表記内容の多言語化を推進していく。

本計画では整備の基本的な考え方について定めるものとし、詳細については別途策定する実施計画にて検討する。

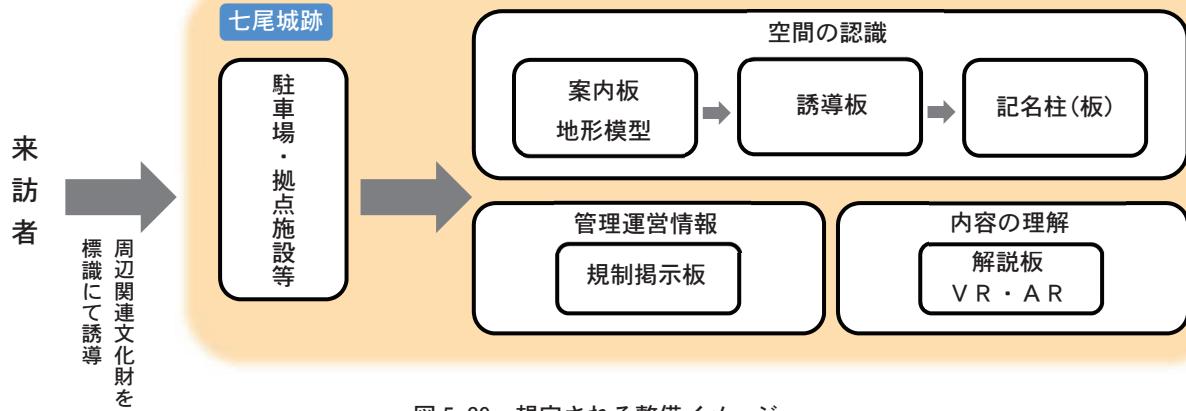


図 5-29 想定される整備イメージ

### 第1項 施設の配置

#### ①七尾城登山口駐車場

城下から城郭へ登る見学ルートの起点となることから総合案内板および城域全体の地形模型などの設置を検討する。多くの来訪者が利用することから、目立つ位置に配置して前面を広く空けておく。この他に城郭までの経路や注意事項を紹介する看板、周辺関連文化財と有機的な連携を図るため、配置と経路、解説を行う案内板等を整備する。駐車場内に建設する便益施設に小規模な案内コーナーを設ける計画としていることから、天候不順の場合や滞在時間の短い来訪者に対して本史跡の解説を行う。



図 5-30 総合案内板の整備事例(特別史跡姫路城跡)



図 5-31 地形模型の整備事例(石見銀山遺跡)

#### ②大手道(旧道)

交差点や分かれ道(分岐)等があることから適宜誘導板を設置する。道沿いで発掘調査が行われた箇所や伝説が伝わる箇所などに解説板を設置する。

なお、大手道沿線以外についても、必要性が高いと判断される箇所に解説板を設置する。

### ③城郭中心部

本丸駐車場は、城郭中心部のエントランスと位置づけ城郭中心部の地形模型などの設置を検討し、総合案内板の表示版を公開範囲の再整備や拡大に合わせて更新する。城郭中心部の見学ルート(大手道および見学路)や遺構・曲輪の配置等の解説板については適宜、更新・設置する。各曲輪や遺構に対して記名板もしくは解説板を適宜設置し、見学路の分岐点には全体平面図に現位置を入れた誘導板を配置する。

### ④県道177号城山線および市道南大呑1号線沿い

来訪者の利用実態に合わせて誘導板の整備を進めていく。城郭中心部から物見台、物見台から展望台までについても来訪者が迷わないように丁寧に誘導する。

## 第2項 デジタルコンテンツの活用

能越自動車道の高架下にて検出した大手道の遺構は、覆土保存する計画としていることから、解説板だけでなくARを導入して遺構状況を紹介する。令和2年度に実施した調度丸の発掘調査成果を含め、来訪者が城郭の構造や性格を理解する上で効果的であると判断される遺構を検出した場合、デジタルコンテンツの導入を検討する。



図5-32 能越自動車道高架下におけるAR導入イメージ  
右上の画像提供:(公財)石川県埋蔵文化財センター

## 第3項 整備方針

計画対象範囲には既に各種看板が設置されていることから、当面はこれらの施設が有効に機能するように清掃や小修理により維持していくことを基本とする。経年劣化により更新が必要な場合は、1) わかりやすいこと、2) 幅広い対象者(外国人も含む)に対応できること、3) 安全であること、4) 親しみがもてること、5) 美しいこと、6) 統一した意匠であること、7) 耐久性に優れていること、以上を備えたものとする。また、更新に当たっては必要性・設置位置・規模等を検証するとともに、その形状は設置箇所に応じたものとする。なお、設置に当たっては事前に遺構への影響を避けるため確認調査等を行う。

## 第12節 管理施設および便益施設に関する計画

### 第1項 管理施設

#### ①柵

来訪者の安全を確保するため必要な施設であり、既存のうち老朽化したものについては、その必要性・設置位置・規模等を検証した上で、必要な箇所について美装化や部材の交換による長寿命化を基本とし、更新を行う。

なお、公開範囲の再整備や拡大にともない、危険箇所への立入を禁止する柵の設置を検討する。更新や新設する際は、遺構の保存を大前提に意匠の統一を図り、景観に配慮した色彩で耐久性が高く施工性の優れた素材とする。

#### ②車止め

柵や手摺りと同様に既存施設の長寿命化を基本とし、老朽化にともない施設を更新する。意匠や素材の考え方も同様のものとする。

#### ③管理用通路

城郭中心部において保存と活用を目的とした整備を効率よく行うため、遺構の保存と自然環境の保全を前提に、本丸駐車場から二の丸や三の丸へ至る管理用通路の設置が可能か時間をかけて検討する。

#### ④入城カウンター

赤坂口と本丸駐車場に来訪者の人数を把握するためのカウンターを設置する。本体は、2つのセンサーで来訪者の動き(出入り)が把握できる仕様で、給電が不要な太陽光発電型とする。データロガーに保存された情報を定期的に取り込み、活用整備事業の進展と来訪者数の推移を追っていく。

得られた数値は、駐車場やトイレの必要規模を算出する際の判断材料とするだけでなく、ピーク時における交通規制やガイドの配置等の活用面にも利用する。また、来訪者の利用実態に応じて、整備の優先順位を見直すことも視野に入れる。



図 5-33 カウンターの整備事例  
(屋島：香川県高松市)

### 第2項 便益施設

#### ①本丸駐車場

七尾城登山口駐車場を新しく整備するものの、高齢者や障害者等が城郭中心部分を見学するためには現在の位置に駐車場が必要である。ただし、週末や行楽シーズンやイベント開催時は容量が不足していることから、本丸駐車場を改修して駐車台数を増やすとともに、灘浦(展望台)方面に延びる市道南大呑1号線沿線を活用した駐車スペースの確保も課題解消の手段として検討する。

なお、本計画での対象範囲外ではあるが、物見台（A-7 地区）の西側の駐車場や展望台駐車場についても適正な維持管理に努める。

## ②ベンチ

城郭中心部にあるベンチは老朽化しているものが多いことから、令和2年度に引き続き順次、美装化による長寿命化もしくは更新を行っていく。

なお、公開範囲の再整備や拡大にともない、眺望点や休憩場所への設置を検討する。更新や新設する際は、必要性・設置位置・規模等を検証した上で、遺構の保存を大前提に意匠の統一を図り、耐久性が高く施工性の優れた素材とする。

## ③便所

本丸駐車場近くにある便所は、活用上必要な施設であり、設備の交換や美装化等により長寿命化を図る。緊急時に備え A E D を施設に設置する（令和3年度）。

七尾城登山口駐車場内で新たに設ける便所には、多目的トイレを設け障害者への対応を図ったものとする。七尾城史資料館が存続している場合は、耐震補強と合わせて便所の改修も行う。

便所についても駐車場と同様に、計画対象外のものについても適正な維持管理に努める。

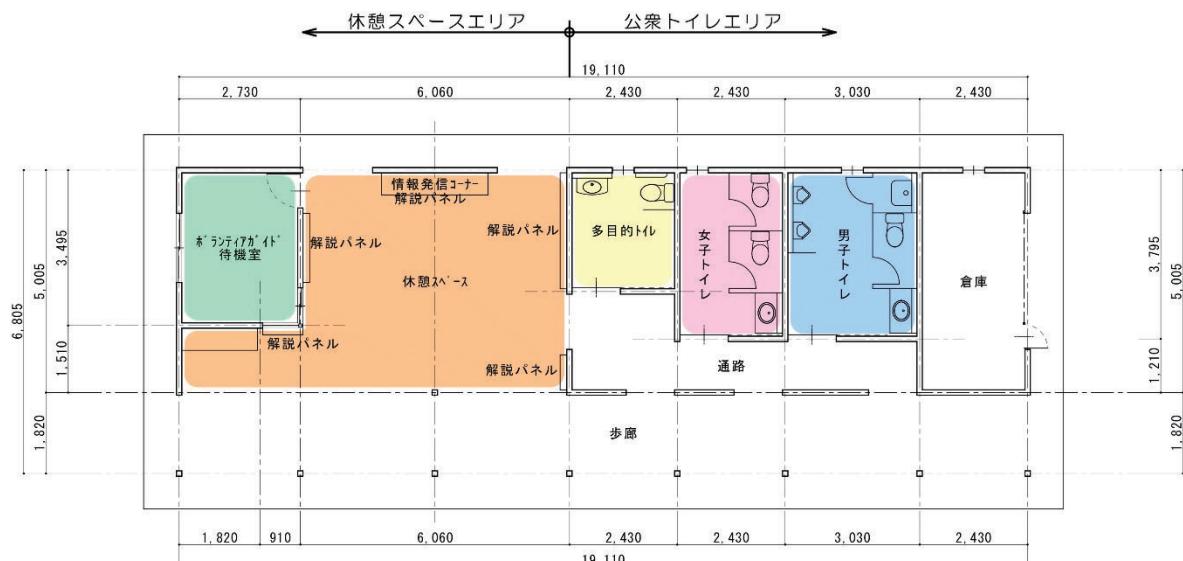


図 5-34 便所平面計画図案(七尾城登山口駐車場)

## 第13節 公開・活用およびそのための施設に関する計画

史跡七尾城跡の本質的価値や特徴を来訪者へ周知するとともに、より多くの人々に遺跡へ訪れてもらうため、保存・活用整備した遺跡だけでなく、これまでの調査・研究により蓄積した成果の公開・展示も充実させていく。

ガイダンス施設については、七尾城史資料館を現位置にて建て替えるか、七尾城登山口駐車場内に移転するかの2つの選択肢がある。いずれにしても多額の費用を必要とすることから、活用

整備に向けた調査・研究や収蔵・保管機能の拡充と合わせて今後時間をかけて検討していくこととする。

七尾城史資料館は冬期に休館することから、当面は七尾城登山口駐車場に建設予定の建物内やのと里山里海ミュージアムを併用して、七尾城跡に関する展示・公開を常時行っていく。

## 第14節 周辺地域の環境保全に関する計画

本整備計画では、計画対象範囲を史跡指定地と優先的な追加指定を目指す大手道(旧道)や活用上必要な諸施設とし、遺構の保存・活用だけでなく、地形や植生等も保全していく計画としている。しかし、計画対象範囲は城域(包蔵地)の一部に過ぎず、その周辺域においても七尾城跡の本質的価値を構成する曲輪や石垣等の遺構が多数分布している。

323haと広大な範囲に及ぶ城域において、遺構の保存と地形・植生の保全を行政だけで対応していくことは困難であり、土地所有者をはじめとした地域住民や支援団体等に環境保全に対する意義を理解してもらい協力を得る必要がある。

定期的な巡回と土地所有者や地域住民等からの連絡を基に、自然環境の変化や遺構の遺存状況の把握に努める。災害や遺構のき損に対して迅速に行動して被害拡大を防ぐだけでなく、被害を未然に防ぐための予防措置も積極的に講じる。

### ＜環境保全・遺構の保存環境の改善に対する取り組み例＞

- ・斜面崩壊による地形の改変が生じていないか、豪雨災害後に現地確認を行う。斜面崩壊の発生もしくは予見される場合は、緊急措置として災害復旧・防災対策を講じる。
- ・範囲の拡大がみられる竹林を伐採し、周辺域に自生する落葉広葉樹を植栽する。
- ・倒木が生じた場合は、幹を切り落として、掘り起こされた樹根(根元)を埋め戻す。
- ・樹根の伸張が表出遺構をき損するおそれがある場合は、地形に影響を及ぼさない範囲で樹木を伐採(樹根は存置)する。
- ・石垣カルテを作成、確認しながら、定期的に遺存状況を更新する。
- ・樹根の伸張により石垣に変形(孕み出し)が生じている場合は、地形に影響を及ぼさない範囲にて伐採(樹根は存置)を行い、石垣の保全措置を講じる。

## 第15節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

七尾市内には本史跡をはじめ278件(国指定13件)の指定文化財が所在する。史跡指定された4件は、七尾城跡と能登国分寺跡附建物群跡、須曾蝦夷穴古墳、万行遺跡で、万行遺跡以外は史跡整備とガイダンス施設(建設順に七尾城史資料館、蝦夷穴歴史センター、能登国分寺展示館)が建設され、冬季休館を設定しているが、だれでも見学することができる。七尾市は、来訪者が遺跡に対する理解を深めるための環境づくりとして、史跡とガイダンス施設をセットに整備してきた。

しかし、七尾市全体の歴史や文化を学ぶための施設がなかったことから、市域に限定せず能登の歴史や文化、自然環境を体感することができる「のと里山里海ミュージアム」を平成30年(2018)に建設した。今後は当該施設を核として既存のガイダンス施設をサテライト的な施設と位置づけ

活用し、石川県七尾美術館や石川県能登島ガラス美術館、和倉温泉お祭り会館等の文化・観光施設を含めた、歴史・文化・観光から構成されるストーリーを打ち出し、市内循環バスを活用したネットワーク化を図る。

### ＜文化施設や関連遺跡と合わせて巡る1日コース＞



来訪者の滞在日数を増やすため、七尾市内の主な観光地(施設)を組み込んだコースも設定し、首都圏や近畿圏、中京圏にアピールしていく。七尾市では七尾市文化施設等共通観覧券(共通パスポート)として、七尾市内の特色ある施設を有効期間中、どこでも何度でも入館できるようにしている。これにのと里山里海ミュージアムと関連遺跡等を加えたスタンプラリーや共通イベントなどの開催を検討する。

## 第16節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

### 第1項 発掘調査

#### ①大手道(旧道)

大手道の所在と構造を解明するため、史資料調査を含めた調査計画を立てる。調査成果を基に史跡の追加指定を目指し、遺跡の保護に万全を期す。未指定区間は、追加指定後に表示等整備を実施することから、整備事業では早い段階から調査に着手して整備の条件を整える。

#### ②城郭

遺跡の学術的価値を明らかにすることを目的として、令和2年度に調度丸の発掘調査を行った。城郭における学術調査はこれが初めてで、遺跡の保存と活用を図るためにも、史跡七尾城跡が有する価値を明らかにする。単発的な調査に終わらせず、今後とも継続していくため、未指定部分の大手道と合わせた調査計画を立て実行していく。

当面は、調度丸に続いて本丸西側の虎口が想定される箇所にて発掘調査を行い、虎口の所在と構造の解明を目指す。

### 第2項 史資料調査・研究

七尾城に関する新たな史資料を見つけ出すとともに、これまでに確認された文献や古絵図の研究を続けていく。能州鹿島郡七尾城古城図に基づいて城郭中心分における曲輪を呼称しているが、他の絵図とは異なる名称で記されている点で興味深いものであり、研究次第では曲輪の性格を明らかにする鍵となり得る。今後は城郭中心部の学術調査や大手道の所在確認を進めていくことか

ら、史資料調査・研究についても、これらに沿ったテーマを設定して計画的に実施していく。蓄積した調査研究は、現地やガイダンス施設、ホームページ等にて発表していく。

### 第3項 地盤調査

本丸・二の丸地区および周辺は、近年多発する集中豪雨により、繰り返し土砂災害に見舞われている。斜面崩落のメカニズムを解明するため城郭中心部においてボーリング調査を行い山頂部分の地質を把握する。地盤工学に精通した専門家の指導のもと、現代工法を視野に入れた復旧や防災対策を検討する。

### 第4項 植生調査

伐採・剪定による環境変化が地形の保全や遺構の保存に影響を及ぼさないためにも、現状の植生を調査する。さらに、調査により作成した林相区分図や林相断面図、樹冠投影図などを踏まえ、植生管理計画を策定する。調査範囲は、優先的に植生管理を実施していく城郭中心部から拡大していく。

### 第5項 石垣調査

#### ①悉皆(破損確認)調査

石垣調査表を作成してから5年以上が経過することから順次更新していく。調査対象石垣が数多くあることから、大きく破損したものから優先的に調査していく。なお、大きく破損した石垣については、オルソ写真の作成だけでなく三次元測量による記録措置を実施する。

#### ②動態調査

石垣の安定性を評価するため、トータルステーションによる定点(反射板)観測、ガラス棒やクラックゲージの設置により、石垣表面(築石部分)に変動が生じているか調査する。ガラス棒とゲージについては、現地にて変動の有無が確認できる利点があるものの、故意による破損や計測方位が限定される。定点観測は、理論上全方位の動きを捉えることが可能であるが、必ず測量誤差が生じてしまう。そのため、面全体の変動を捉えるには定点観測、局所的な変動にはガラス棒、変動速度を測るにはクラックゲージを用いるなど、目的や用途、立地条件等に応じて使い分ける。



反射板



ガラス棒



ゲージ

図5-35 石垣動態調査方法

## 第6項 測量

切土(流土の除去含む)や盛土など地形の改変をともなう整備の実施設計を行うには1/200程度の現況平面図が必要となる。活用整備事業にて発掘調査や地盤調査、石垣測量を行う予定としていることから、本丸・二の丸地区および周辺域については、正確な調査・測量を行うためにも永久標識(基準点)の設置を検討する。

## 第7項 石垣測量

間詰め補強や保護ネットの設置といった保存措置や、解体積み直しの対象となる石垣に対して測量・図化(立面・平面・断面図)を行う。

## 第17節 公開・活用に関する計画

昨今の山城ブームが追い風となり、山麓の七尾城史資料館から大手道を利用して本丸まで歩いて登る来訪者が増えている。第3章にて記述したように多くの来訪者を迎えるにあたって、史跡七尾城跡では地元住民や支援団体による様々な取り組みが実施されている(表3-12)。

「矢田郷地区まちづくり協議会」や「はろうななお」、「ななお・なかのとDMO」などの活動団体との連携を継続しながら、以下に示す新たな活動の発掘・賛同に努めていく。

## 第1項 情報公開

### ①現地説明会

七尾市民の遺跡に対する理解を深めるため、発掘調査だけでなく整備の過程においても現地説明会を開催して、活用整備事業の実施状況を広く発信する。石垣の修復時には普段目にすることのない石垣背後(裏込め)の様子などを見学してもらう。

### ②七尾城保存活用推進室年報の作成

史跡七尾城跡の保存・活用事業に合わせて平成元年度から発行しているもので、月ごとの活動記録や調査研究成果、災害復旧工事の実績等が記されている。令和3年度から本格的な活用整備事業に着手することから、年度毎の整備内容や発掘等各種調査成果をとりまとめた年報を発行して、七尾城跡の保存と活用に向けた整備が進行していることを市民に伝えていく。

## 第2項 活用

### ①石垣点検

石垣の安定性を評価するため動態調査を実施していくが、石垣が広範囲に分布していることや調査期間が長期に及ぶことから、土地所有者をはじめ周辺住民、支援団体等の力を借りる。崩壊の危険性が低く、安全に近づくことが可能な石垣に限定して、ガラス棒の点検やゲージの読み取り作業を実施してもらう。自分たちで石垣を管理していくことで、遺跡保存の意義を理解してもらい、郷土愛の醸成に繋げていく。トータルステーションによる定点観測は高価な機器と専門技

術が必要となることから七尾市教育委員会が行う。

## ②学校教育・生涯学習(社会教育)の場

出前授業や生涯学習講座だけでなく現地見学会を定期的に行い、遺跡を歩いて、見て、触れることで、その価値や魅力を体感してもらう。また、七尾市内に限定せず遠方の学校に対しても、七尾市の歴史と文化を学ぶ体験学習の場として積極的な誘致活動を行う。高校や大学と連携して歴史学や観光学のフィールドとしての提供も検討する。



図 5-37 体験学習

## ③憩いの場や観光地としての活用

七尾城跡は、行楽シーズンともなれば県外だけでなく、多くの七尾市民も訪れている。市内における観光拠点と位置づけ、周辺遺跡や観光地(施設)との有機的な連携を図っていくとともに、ウォーキングや写生大会などを通じて、七尾市民にとって身近にある貴重な歴史資産であることを体感してもらう。

## 第18節 管理・運営に関する計画

管理・運営については、平成30年3月に策定した史跡七尾城跡保存活用計画(以下「保存活用計画」)にて、実施体制を整えていく重要性を謳っている。保存活用計画にて示された体系図を図5-38に示すが、今後は七尾市内部の体制をとくに強化する必要がある。次年度から本整備計画に基づき活用整備事業を実施していくことから、これまでの維持管理に加えて発掘等各種調査や整備を計画とおりに進めていくことが求められる。

工事発注に必要となる設計図書のとりまとめは、七尾市職員の土木技師や建築士で対応することができる。しかし、設計内容の照査確認や現場での指示は、遺構の保存を大前提とした上で、発掘等各種調査成果を反映させた整備となることから、最終的には教育委員会が判断することになる。市街地における公共工事として取り扱うのではなく、整備の効果として史跡七尾城跡を訪れる人が本質的価値を理解し、その魅力を体感してもらうため、教育委員会が中心となり関係部局と密に連携を図っていく。

計画対象範囲だけでも約30haと広域に及ぶことから、巡回や草刈り、清掃だけでも相当な労力が必要となる。遺跡地としての風致を維持していくためには、土地所有者をはじめとした地域住

民や支援団体等の理解と協力が欠かせない。また、次年度からの活用整備にて史跡七尾城跡が有する価値を顕在化することで観光地としての魅力も向上し、新型コロナウィルス感染症の終息後は多くの来訪者が見込まれる。史跡七尾城跡が有する価値と魅力を伝えるためには、ハードだけでなくソフト面も充実させていく必要がある。

以上のことから、市民、関係団体、関係機関が連携した管理や活用の柱となる協議会の立ち上げを目指す。協議会は周辺住民、ボランティア団体等で組織し、年間スケジュールの作成やイベントを企画・立案して実行していく。七尾市は協議会の活動に対して運営・財政面から支援する。

現在、七尾城まつりや七尾城トレッキングなどの各種イベントは、矢田郷地区まちづくり協議会で実施しているが、七尾城跡のボランティアガイドは、主に「はろうななお」が行なっている。また、観光客誘客（インバウンド含む）のための情報発信は、「ななお・なかのとDMO」が行なっており、それぞれの分野で個別に行なっているのが実情である。新たに協議会を発足させ、横の綿密な連携を図り、七尾城跡の活用・魅力発信について、統一的な計画を立案し、同じビジョンを共有する。また、ホームページを立ち上げて七尾城跡の情報発信を一元化していくなど、訪れる人々がより迅速に正確な情報を得て、七尾城跡に足を運んでもらえるような方策を考えていく。

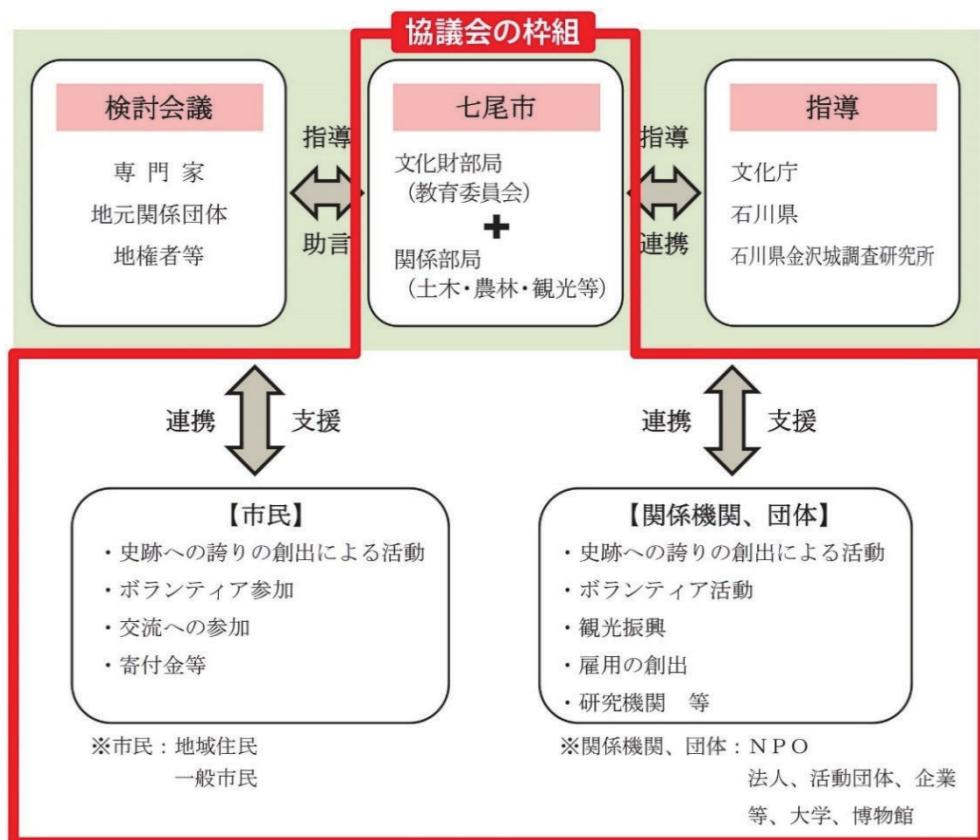


図 5-38 七尾城跡のマネジメントの体制・連携 (『保存活用計画』編集)